

『新型コロナウイルス感染症の影響による 患者数・診療点数の変化について』

中央社会保険医療協議会が第470回総会において「新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について」の中で4月から9月までのレセプト件数、レセプト点数の前年同月との比較資料を掲載した。

同結果より、新型コロナ感染症による治療者の動向が見えてきます。

・新型コロナウイルス感染症による医療機関のレセプト件数、レセプト点数の変化

図1 診療種類別レセプト件数の前年同月比

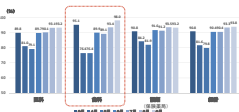
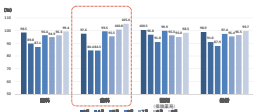


図2 診療種類別総点数の前年同月比



レセプト件数、レセプト点数の前年同月比でみると、4月、5月でそれぞれ大きな減少が見られたが6月にはレセプト点数が、8月にはレセプト件数の回復が見られる。

4月、5月の大きな減少については、緊急事態宣言による診療控えの影響も大きいと考えられる

※緊急事態宣言 期間：2020年4月16日～5月25日

(7都府県に関しては4月7日から実施：東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、埼玉県、千葉県、福岡県)

・医療機関で実施している対策

医療機関の実態として、従来行なっている感染予防策に加え、新型コロナウイルス感染症患者への対応に限らず以下のような対策が実施されている。

- | | |
|-------------------|--|
| 【施設としての整備】 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務受付にビニールシートやアクリル板の設置 ・締めておく必要のある扉には、消毒液を設置 ・感染予防に関する注意ポスターを各所に掲示 |
| 【職員の配置、教育】 | <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の検温、消毒を促す係員を玄関に配置 ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員研修の実施 ・来訪者には、手指消毒、体温測定、マスクの付け替え、問診票の記入を依頼 |

・新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応

外来における小児診療に係る評価

●感染予防策の実施について、成人等と比較して、

- ・親や医療従事者と濃厚接触しやすいため（抱っこ、おむつ交換など）、感染経路が非常に多く、感染予防策の徹底が重要であること

- ・訴えの聴取等が困難であり、全ての診療等において、新型コロナウイルス感染症を念頭にいた対応が必要であること

などから、より配慮が求められる6歳未満の乳幼児への外来診療等に対する評価が必要

→小児特有の感染予防対策（※）を講じた上で外来診療等を実施した場合、初再診に関わらず患者毎に

- 歳科においては、55点（令和3年10月からは、28点）に相当する点数を、特例的に算定できることとする。

※「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019診療方針」を参考に感染予防策を講じた上で、保護者に説明し同意を得ること。